

袋井市告示第183号

袋井市消防団協力事業所表示制度実施要綱を次のように定める。

平成21年11月30日

袋井市長

袋井市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目 的)

第1条 この告示は、袋井市の消防団活動に積極的に協力している事業所その他の団体に対し、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所その他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 市長が消防団活動に協力していると認めた証として事業所等に交付する表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長及び消防団活動を支援する自治会長等をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 表示証の交付を受けようとする事業所等は、消防団協力事業所表示証交付申請書（様式第1号）により市長に申請をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、消防団長等は、表示証を交付する事業所等について消防団協力事業所表示証交付推薦書（様式第2号）により市長に推薦することができる。

(表示証の交付基準及び交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請又は推薦があった事業所等が、次の各号に掲げ

る基準のいずれかに適合し、かつ、消防関係法令を遵守していると認めるときは、当該事業所等に消防団協力事業所表示証(様式第3号)の交付を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、1人以上入団している事業所等
- (2) 従業員が災害出動等の消防団活動を行うことに対し、勤務条件その他の処遇面での扱いが不利とならないように配慮している事業所等
- (3) 災害時に資機材の提供等消防団に協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与し、市長が特に優良と認める事業所等

(表示証の表示)

第5条 協力事業所は、表示証を敷地及び施設等の見えやすい場所に表示することができる。

- 2 表示証は、協力事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告において表示することができる。この場合において、表示証は、様式第3号に定める寸法を同率に拡大又は縮小したものを表示することができる。

(表示証交付整理簿の備付け)

第6条 市長は、消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第4号)を備え付け、表示証を交付した事業所等の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示証の有効期間)

第7条 表示証の有効期間は、原則として、交付の日から2年とする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示証の有効期間は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年とする。

- 2 表示証の有効期間が満了した事業所等は、第5条に規定する表示を行うことができない。
- 3 市長は、交付の日から2年を経過する前に第4条に規定する交付の基準及び協力事業所の表示の意志を確認したときは、様式第1号の再申請により表示証の有効期間を更新できるものとする。

(交付の取消し)

第8条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、表示証の交付を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止又は休止したとき。
- (2) 第4条に規定する交付の基準を満たさなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき。
- (4) その他協力事業所としての表示が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により表示証の交付を取り消したときは、消防団協力事業所表示証交付取消通知書（様式第5号）により当該事業所等に通知するものとする。この場合において、表示証の有効期限は、交付の取消の日までとする。

3 前項の規定により表示証の交付を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第9条 市長は、協力事業所の名称、袋井市の消防団活動への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所への感謝状等の贈呈)

第10条 市長は、多年にわたり消防団活動に協力し、特に優れた功績のあった協力事業所に感謝状及び記念品を贈呈することができる。

(庶務)

第11条 消防団協力事業所表示制度に関する庶務は、総務部防災課において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年12月1日から施行する。